

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社においては、株主各位の付託にお応えするため、業務の効率性・財務の健全性を確保し、企業価値を高めることが企業経営の基本であるとの考えに基づき、株主総会、取締役会、監査等委員会、会計監査人等の法律的な機能に加え、さまざまな方策による経営の効率性、透明性を向上させることをコーポレート・ガバナンスの基本的な方針、目的としております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1-2-4】

当社は、招集通知の英訳等、英語での情報の開示・提供及び議決権の電子行使を行っておりませんが、海外事業も年々拡大しており、機関投資家、海外投資家等の動向を踏まえ、より適切な議決権行使の機会確保のため、今後導入を検討してまいります。

【補充原則3-1-2】

当社では、現在ホームページにおいて英語等による情報提供を行っておりませんが、海外投資家等の動向を踏まえ、必要に応じて検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4. いわゆる政策保有株式】

当社は、投資目的以外の株式を保有しておりません。また、現時点においては保有する予定もありません。今後の経営戦略上、当該株式を保有する必要性が生じた場合には、その取得及び保有の方針と議決権の行使に係る基準等を定め、必要に応じて適切に開示いたします。

【原則1-7. 関連当事者間の取引】

当社は、関連当事者(取締役や主要株主等)との取引については、取締役会規程において取締役会による承認決議が必要であると定めており、監査等委員会は会社と関連当事者との取引について随時モニタリングしており、取締役に対する牽制及び監督をしております。

【原則2-6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社では、企業年金基金制度を設けておりません。

【原則3-1. 情報開示の充実】

(1)当社は、「食の戦前回帰」を経営理念とし、安心・安全な食の提供に努めております。このことは、決算短信等にも当該企業理念を念頭に記した記載を行う等、積極的に開示しております。

(2)本報告書「1. 1. 基本的な考え方」に記載しております。

(3)本報告書「2. 1. 機関構成・組織運営等に係る事項【取締役報酬関係】報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載しております。

(4)取締役(監査等委員である取締役を除く)については、社内の業務に精通し、高いマネジメント能力と専門性を有する人材を取締役ににおいて取締役候補者として選任しております。現状、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く)は社内出身者が選任されておりますが、原則として全ての取締役(監査等委員である取締役を除く)はその選任前に、社内の実務的な意思決定会議に出席しており、取締役会並びに監査等委員会は取締役候補者の資質等を事前に把握できる環境を整備しております。

監査等委員の候補者については、期待される取締役(監査等委員である取締役を除く)への監督機能を発揮できるのみならず、法律や財務、当社業務に対して高い専門性を有していること等を確認し、監査等委員会の同意を得たうえで選任しております。

解任については、取締役がその機能を十分に発揮していないと認められる場合に、取締役会にて審議を行っております。

(5)非常勤監査等委員の選任理由は本報告書「2. 1. 【取締役関係】会社との関係(2)」及び株主総会参考書類に記載しております。また、各取締役の略歴等を株主総会招集通知・有価証券報告書に記載しております。

【補充原則4-1-1】

取締役会が各取締役又は取締役を除く経営幹部に対して委託する業務の範囲を職務権限規程に明確に定めております。また、これら委託した業務は取締役(監査等委員である除く)相互間及び監査等委員会、内部監査室がその執行状況を監督、牽制しております。

【補充原則4-1-3】

当社は、現時点で最高経営責任者等の具体的な後継者計画を策定しておりませんが、後継者計画については重要な経営課題の一つとして認識しており、今後検討してまいります。経営幹部の育成については、社長自らが講師となって行う社内研修を通じて、次世代の経営を担う幹部候補者を育成しております。

【補充原則4-2-1】

当社の役員報酬は各事業年度の業績に応じた業績連動報酬を構成要素としております。また、中長期的な業績と連動するストックオプション制度を導入しております。

【補充原則4-3-2】

【補充原則4-3-3】

当社は、現時点でCEOの選任を行っておらず、解任に関する手続きも存在しません。当社の取締役会規程に則り、代表取締役社長を選任しております。

【原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、社外取締役の選任においては会社法及び東京証券取引所の定める独立性の要件を独立性判断の基準としております。また、当社の成長と発展のために当事者意識と危機感を共有できる点、業界及び現場に精通している点を社外取締役の資質の基準としております。

【補充原則4-11-1】

当社は、「当社の特性や現場に精通していること」、「特定の分野に突出した能力を有しているだけでなく、当社の会社運営全般に対する知見を有していること」、「自身の管掌以外についても活発に議論を行うことができること」及び「高い能力を有し豊富な知識を有しているなら年齢にとらわれないこと」等を考慮して取締役を選任しており、取締役会全体としての知識、経験、能力のバランス及び多様性を確保することとしております。また、当社の取締役会の規模につきましては、事業規模や事業特性を勘案し、定款により取締役(監査等委員である取締役を除く)は上限10名、監査等委員である取締役については上限4名と規定しており、現在、取締役(監査等委員である取締役を除く)7名、監査等委員である取締役3名の員数は適正と考えておりますが、知識・経験・能力のバランスを考慮するとともに、ジェンダーや国際性といった多様性の確保も検討しながら、今後も適切な構成となるよう努めてまいります。なお、取締役候補者につきましては、上記方針に則り取締役会において議論のうえ決議することとしております。

【補充原則4-11-2】

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く)の全員及び常勤監査等委員は、他の上場会社の役員を兼任しておらず、当社の業務執行に専念しております。非常勤監査等委員の他の上場会社の役員兼任状況等につきましては、事業報告及び株主総会参考書類、有価証券報告書に記載しております。

【補充原則4-11-3】

当社の取締役は、常に取締役会の実効性や運営方法について自己分析及び評価を行っており、課題や改善点がある場合には、各取締役は取締役会における活発な議論の中においていつでも意見を述べ、問題提起ができる風土を醸成しております。これにより、当社の取締役会は最善の運営方法と実効性を有していると評価しております。

【補充原則4-14-2】

各取締役を対象とした会社経営に関わる研修を年1回以上行う方針とし、経営判断及び業務執行に必要な専門的知識の習得を行っております。当該習得に要する費用は、社内規程に基づいて当社が費用を負担しております。監査等委員である取締役についても、外部セミナー等に参加し、業務及び会計に関する監査スキル向上に努めております。

【原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針】

当社では、株主との対話を専属して行うIR事業部を置いております。IR事業部は、株主との対話に必要な情報を、関連する各部門から得ることが可能な体制を構築しております。IR事業部は海外事業本部に属しており、海外事業本部を管掌する取締役を指定しております。対話により把握された株主の意見等については、必要に応じて当該意見を管掌する取締役を通じ取締役会に報告されることとしております。IR事業部は、株主との対話に際して、インサイダー情報の管理能力を有している者を配置しており、社外のセミナー等を通して継続的にインサイダー情報管理に関する教育を受けております。

【原則5-2. 経営戦略や経営計画の策定・公表】

当社は、現時点で中期経営計画を公表しておりませんが、中長期的な会社の経営戦略に関しては、有価証券報告書に開示しております。また、資産の有効活用により企業価値を高めるという観点から、総資産経常利益率(ROA)を重要な経営指標と位置付け、18%を目標値として設定しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社ウォルナットコーポレーション	5,449,400	27.60
田中 信	2,311,600	11.70
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,191,200	6.03
田中 邦彦	980,000	4.96
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	637,600	3.22
田中 節子	590,000	2.98
くらコーポレーション従業員持株会	367,500	1.86
HSBC-FUND SERVICES CLIENTS A/C 500(常任代理人 香港上海銀行東京支店)	245,900	1.24
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	225,200	1.14
日本マスタートラスト信託銀行株式会社銀行(退職給付信託口・株式会社紀陽銀行口)	192,000	0.97

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	10 月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	14名
定款上の取締役の任期 更新	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	10名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
大田口 宏	弁護士													
北川 洋士	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大田口 宏				弁護士資格を有しており、企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有していることから、社外取締役に選任しております。
北川 洋士			独立役員であります。独立役員としての非適格要件のいずれにも該当しておらず、一般株主と利益相反の生じる恐れはありません。真に独立した立場で、経営監視を行っていただけるものと判断しております。	当社との直接的な利害関係はなく、完全に独立した立場であります。公認会計士として、企業会計に関する高い見識を有していることから、社外取締役及び独立役員に選任しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 **更新**

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 **更新**

なし

現在の体制を採用している理由 **更新**

監査等委員会は、内部監査室と連携し、監査を行うため、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を設けておりません

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 **更新**

会計監査人の監査の打ち合わせ・報告・棚卸等に監査等委員会が同席し、内容の確認及び意見交換等を行っております。具体的には、会計監査人の監査に際して、監査法人による事前の監査計画会に監査等委員会と内部監査室の責任者が出席し、セントラルキッチン及び店舗の実地棚卸にも監査等委員会より常勤監査等委員が会計監査人とともに必ず立ち会っております。また、監査結果の報告会には、監査等委員会全員及び内部監査室の責任者が出席し、内容を確認の上、意見交換を行っております。その他、適宜必要に応じて意見交換を行っております。定例監査等委員会には内部監査室の責任者が出席し、意見交換を行い、情報の共有化を図っております。また、年間の内部監査計画は、監査等委員会と内部監査室が協力し立案しており、内部監査結果に基づいて意見交換のうえ、必要に応じて、改善に向けた具体的な助言や勧告を行っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数

1名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 **更新**

業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 **更新**

特にありません。

ストックオプションの付与対象者 **更新**

社内取締役、従業員、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

特にありません。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 **更新**

個別報酬の開示はしていない

当事業年度における全取締役報酬の総額は、8名に対し108,302千円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **あり**

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役全員の報酬総額の最高限度額は株主総会の決議により決定し、各取締役の報酬額は、取締役会の授権を受けた代表取締役が、業績貢献や業務執行状況を勘案して決定しております。

【社外取締役のサポート体制】 **更新**

常勤監査等委員が情報等を入手の都度、又は、3ヶ月毎に行われる監査等委員会で非常勤監査等委員に報告を行っております。また、取締役会において議論される議題は、取締役会開催前に取締役全員に報告されるとともに、重要な決議事項や報告事項については、担当部署より事前に詳細な説明がなされる体制となっております。非常勤監査等委員の監査業務のサポートは常勤監査等委員及び内部監査室が行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

・当社は、2019年1月29日開催の第23期定時株主総会の決議を経て、監査等委員会設置会社に移行しております。

・経営に関する重要事項については、代表取締役・取締役・各部門長等で構成する「出店会議」「戦略会議」を毎月定期的に行われ、取締役会で決定した業務の執行状況、事業計画の進捗状況等について徹底的な審議を行う一方、経営の根幹に関わる重要事項については取締役会付議事項として上程する等、大きな役割を担っております。

・毎月開催される店長会議には、代表取締役をはじめ経営幹部も出席し、事業及び経営状況の把握と、全社的な情報共有化を図っております。
 ・「食の戦前回帰」という企業理念に基づき、法令順守に留まらず広く社会の「きまり」を守ることを徹底するため、取締役と幹部社員及び常勤監査等委員で構成する「賞罰委員会」を毎月開催し、使命感・倫理観の向上を図るとともに、コンプライアンス体制を確立しております。

・当社を取り巻く様々なリスクに対応するため、各部門長と担当取締役及び常勤監査等委員が出席する「リスク管理委員会」を年2回開催することで、全社的なリスク対応を協議しております。

・監査等委員である取締役を含む全取締役は取締役会に毎月原則出席し、職責が異なる取締役(監査等委員である取締役を除く)と監査等委員である取締役はそれぞれの視点から経営のチェックを行っており、取締役会の職務執行状況を適宜かつ十分に監視できる体制となっております。

・監査等委員会は、監査等委員である取締役3名(うち、2名が社外取締役)で構成され、定期的に監査等委員会を開催し、監査等委員である取締役間での情報共有、意見交換を行い、経営監視機能の向上を図っております。

・内部監査につきましては、社長直轄の内部監査室が監査等委員会との協力関係の下、年間計画を立てて必要な内部監査を実施しております。内部監査室の人員は1名であります。監査結果は内部監査室に集約され、内部監査室は監査等委員会及び会計監査を担当する監査法人と、監査結果に基づいて意見交換を行い、業務の改善にむけた具体的な助言や勧告を行う等、内部監査・監査等委員会監査・会計監査それぞれが実行あるものとなるよう相互間の連携強化を図っております。

・会計監査人として、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、独立した公正な立場から会計に関する監査を受けております。

・業務を執行した公認会計士は、木村幸彦氏、伊東昌一氏で、補助者として公認会計士7名とその他8名の計15名であります。継続監査年数は7年未満であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 **更新**

当社は、取締役会の監督機能を一層強化し、コーポレート・ガバナンス体制のさらなる充実を図ることを目的として監査等委員会設置会社制度を採用しました。会社の意思決定機関である取締役会には、当社特有のビジネスに精通し、経営理念である「食の戦前回帰」を共有する社内出身の取締役(監査等委員である取締役を除く)が選任され、当社のビジネスに精通した常勤監査等委員、並びに企業法務及び企業財務に精通した独立性を有する非常勤監査等委員2名が監査等委員会を構成し、取締役会に毎回出席しております。取締役の業務執行を監査等委員会が監視・監督することで、積極的な相互牽制を行えるよう現行の体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定発送期限よりも早期に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	1月開催であり、集中日ではありません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	当社ウェブサイト上に、決算短信・四半期情報、有価証券報告書、四半期報告書、年次報告書、中間報告書、招集通知等を掲載しております。また、売上などの月次データを毎月ウェブ開示しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR事業部を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	株式取扱規程・従業員持株会規約・内部者取引防止規程等社内規程を定め、株主、従業員等の権利・義務を明確にし、ステークホルダーの利益保護に努めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	「天然魚プロジェクト」において、環境に配慮し未活用魚のすり身利用や最新鋭処理機により廃棄ロスを極力減らす取り組みを行っております。また、企業コンセプトである四大添加物を排除した安全な商品の提供は社会的責任の履行と考えております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	安全な商品を安心してお召し上がりいただけるよう、ホームページ上にIR情報以外にも、アレルギーリスト及び原材料・原産地情報、1皿あたりのカロリーなどを掲載しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

平成31年1月29日開催の取締役会において「内部統制システム構築に関する基本方針」を決議しております。

1. 当社及び子会社(以下「当社グループ」という。)の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
・当社グループは「食の戦前回帰」を企業理念として掲げ、日本文化の良い面を見直し、世界に伝えるという使命感を共通の志として、コンプライアンスを最優先し、当社グループの取締役が、意思決定を行い、事業展開する。
・監査等委員は、取締役の業務執行状況について監査を行い、内部監査室は当社グループ各部門における業務執行が、法令・定款に適合しているかどうか内部監査を行い、企業倫理向上及びコンプライアンスの徹底を図る。
・社会規範・業界規範・社内規程等、広く社会の「きまり」を守ることを徹底するため、社内に「賞罰委員会」を設置し、使命感・倫理観の向上を図るとともに、コンプライアンス体制を確立する。また、取締役及び使用人の職務の執行に係る法令上疑義のある行為等について、内部通報制度を運用し、不祥事の早期発見及び未然防止に努める。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
・取締役の職務の執行に係る主要な情報については、「文書管理規程」に基づき、その保存媒体に応じて、適切かつ確実に保存・管理する。「文書管理規程」は見直し・整備を推進する。
・取締役は、「文書管理規程」により、常時これらの文書等を検索、閲覧することができる。
3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他体制
・リスク管理に係る規程を制定し、取締役を含めた各部門で構成する「リスク管理委員会」を、年2回の定期開催のほか、適時開催し、予め想定されるリスクの洗い出しを行い、被害を最小限にとどめる。
・子会社に損失の危険があると認められるときには、関連部門から取締役に報告する。
・内部監査部門は、各部門におけるリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に、監査等委員会及び取締役会に報告する。
・リスクが顕在化した場合には、「危機管理マニュアル」に基づき、代表取締役社長指揮下の対策本部を設置、または対応責任者を定め、迅速且つ組織的な対応を行い、損害の拡大の防止に努める。
4. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
・経営に関する重要事項については、「出店会議」「戦略会議」を毎月定期的に開催し、取締役会付議事項の事前審議を行う。
・取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、職務権限規程、業務分掌規程に基づき、その責任者が職務権限・決裁基準に則った決定を行う体制とする。
・子会社においては、子会社において予算を策定し、その進捗状況を当社の関連部署が分析及び管理するとともに、定期的に取締役会に報告する。
5. 当社グループの業務の適正を確保するための体制
・子会社及び関連会社に対しては、その業務の適正を確保し、相互に利益と発展をもたらすことを目的とした「関係会社管理規程」に基づいて統制する体制とする。
また、当社の関連各部門が、子会社の関連各部門から定期的に報告を受ける体制とする。
・監査等委員会は、当社グループの連結経営に対応した業務が適正であるか、監査を行う。また、監査を実効的かつ適正に行えるよう内部監査室及び会計監査人との緊密な連携等、的確な体制を構築する。
・内部監査室は、当社グループのコンプライアンスの徹底及びリスク管理体制等内部統制システムの構築と運用について、定期的かつ包括的に監査を実施することと合わせて、当社グループの業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保する。
6. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、監査等委員会の職務が適切に行われるよう、適時にこれを設置する。
7. 前号の使用人の取締役からの独立性及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性に関する事項
補助の使用人を置く場合には、当該使用人は監査等委員会の直属の指揮命令下に配置し、取締役(監査等委員である取締役を除く。)等の指揮命令を受けない。人事処遇については、監査等委員会の意見を尊重した上で決定する。
8. 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他監査等委員会への報告に関する事項
・監査等委員は、取締役より重要事項の報告を受け、関係書類の配付並びに詳細な説明を受ける。
・当社グループの取締役及び使用人は、その業務または業績に与える重要な事項について監査等委員会に報告することとし、職務の執行に関する法令違反、定款違反、及び不正行為の事実、または当社に損害を及ぼす事実を知った時は、遅滞なく報告する。
・監査等委員会への報告を行ったことを理由として、当該報告を行った当社グループの取締役及び使用人の不利益となる取扱いを行わないことを、当社グループの取締役及び各関係部門に周知徹底する。
・監査等委員会が監査に要した費用又は債務を弁済するため、あらかじめ予算化するとともに、監査等委員会の職務に執行について生ずる費用の前払い等を請求したときは、速やかに処理する。
9. その他監査等委員会の監査が効率的に行われることを確保するための体制
・監査等委員会は、内部監査室、会計監査人と定期的な報告会を開催し、相互連携を図る。また、監査等委員会は、必要に応じて内部監査室に調査を求めることができる。
・監査等委員会は、代表取締役社長と定期的に情報・意見交換を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては、組織全体として毅然とした態度で臨むものとし、反社会的勢力・団体との取引関係を排除、その他一切の関係を断つことのない体制を整えております。また、不当要求が発生した場合は総務部に情報を一元化し、直ちに所轄警察署と連携し対応いたします。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

